身体障害者等除外指定対象者

1　身体障害者

身体障害者手帳の交付を受け、次に定める等級であることが当該手帳に記載され、歩行が困難である方

<table>
<tr><th colspan="2">障害の区分</th><th>障害の級別</th></tr>
<tr><td colspan="2">視覚障害</td><td>１級から３級までの各級及び４級の１</td></tr>
<tr><td colspan="2">聴覚障害</td><td>２級及び３級</td></tr>
<tr><td colspan="2">平衡機能障害</td><td>３級</td></tr>
<tr><td colspan="2">上肢不自由</td><td>１級、２級の１及び２級の２</td></tr>
<tr><td colspan="2">下肢不自由</td><td>１級から４級までの各級</td></tr>
<tr><td colspan="2">体幹不自由</td><td>１級から３級までの各級</td></tr>
<tr><td rowspan="2">乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害</td><td>上肢機能</td><td>１級及び２級（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く）</td></tr>
<tr><td>移動機能</td><td>１級及び２級</td></tr>
<tr><td colspan="2">心臓機能障害</td><td>１級及び３級</td></tr>
<tr><td colspan="2">じん臓機能障害</td><td>１級及び３級</td></tr>
<tr><td colspan="2">呼吸器機能障害</td><td>１級及び３級</td></tr>
<tr><td colspan="2">ぼうこう又は直腸の機能障害</td><td>１級及び３級</td></tr>
<tr><td colspan="2">小腸機能障害</td><td>１級及び３級</td></tr>
<tr><td colspan="2">ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害</td><td>１級から３級までの各級</td></tr>
<tr><td colspan="2">肝臓機能障害</td><td>１級から３級までの各級</td></tr>
</table>

2　戦傷病者

戦傷病者手帳の交付を受け、次に定める等級であることが当該手帳に記載されている歩行が困難である方

障害の区分	重度障害の程度
視覚障害	特別項症から第四項症までの各項症
聴覚障害	特別項症から第四項症までの各項症
平衡機能障害	特別項症から第四項症までの各項症
上肢不自由	特別項症から第三項症までの各項症
下肢不自由	特別項症から第三項症までの各項症

体幹不自由	特別項症から第四項症までの各項症
心臓機能障害	特別項症から第三項症までの各項症
じん臓機能障害	特別項症から第三項症までの各項症
呼吸器機能障害	特別項症から第三項症までの各項症
ぼうこう又は直腸の機能障害	特別項症から第三項症までの各項症
小腸機能障害	特別項症から第三項症までの各項症
肝臓機能障害	特別項症から第三項症までの各項症

3　色素性乾皮症患者

4　知的障害者

療育手帳の交付を受け、障害の程度が最重度又は重度（A）であることが当該手帳に記載されている方

5　精神障害者

精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、障害の程度が１級であることが当該手帳に記載されている方